

議案第26号

松阪市コミュニティ交通条例の一部改正について

松阪市コミュニティ交通条例（平成22年松阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市コミュニティ交通条例の一部を改正する条例

松阪市コミュニティ交通条例（平成22年松阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「11枚」を「12枚」に改め、同条第3項中「及び共通回数券」を「並びに共通回数券及び定期券」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 バス交通の定期券は1か月券とし、購入額は4,980円とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。